

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において誤りが判明いたしました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛けいたしますが、お手元のテキストを訂正していただきますようお願いいたします。

【不登法Ⅰ】

頁数	場所	誤	正
343	②ア	アBの相続放棄申述受理があったことを証する情報を提供しても <u>Cが単独</u> で更正登記を申請することはできない	<u>Cが単独</u> で更正登記を申請することができる（令5.3.28第538号） 「年月日 <u>相続放棄</u> 」 年月日：相続の放棄の申述が受理された年月日 【登記原因証明情報】 相続放棄申述受理証明書及び相続を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）
351	（４）最終行	遺言書を提供しても、 <u>丙からの単独申請</u> は認められない	遺言書を提供して、 <u>丙から単独で申請することができる</u> （令5.3.28第538号） 「年月日 <u>特定財産承継遺言</u> 」 年月日：特定財産承継遺言の効力の生じた年月日

上記のテキスト変更に伴い、下記の講義動画を差し換えております。

第４章 08 所有権移転登記の更正＜応用論点＞（１）（２）①～③

第４章 12 所有権移転登記の更正5